

第3回西知多医療厚生組合議会定例会

会 議 録

令和4年（2022年）11月22日

西知多医療厚生組合議会

令和4年第3回西知多医療厚生組合議会定例会会議録目次

| | |
|---|----|
| 会議録署名議員の指名 | 5 |
| 会期の決定について | 6 |
| 諸般の報告について | 6 |
| 一般質問について | 6 |
| 北川明夫 議員 | 6 |
| 1 病院経営強化プランの策定と地域医療機関との更なる連携強化について | |
| 2 第3次地球温暖化対策実行計画の見直し等について | |
| 3 西知多クリーンセンター整備における課題について | |
| 蓑手純一 議員 | 15 |
| 1 公立西知多総合病院における分娩延期について | |
| 2 公立西知多総合病院の看護職における育児短時間勤務変更について | |
| 西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の 専決処分の承認を求めることについて | 18 |
| 西知多医療厚生組合公告式条例の一部改正について | 20 |
| 西知多医療厚生組合職員の退職手当に関する条例の一部改正について | 22 |
| 令和4年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第1号） | 24 |
| 令和4年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計補正予算（第1号） | 25 |
| 令和4年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第1号） | 26 |
| 令和3年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定について | 29 |
| 令和3年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計歳入歳出決算認定 について | 32 |
| 令和3年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計歳入歳出決算認定 について | 35 |
| 令和3年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計歳入歳出決算認定 について | 38 |
| 令和3年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定 について | 39 |
| 令和3年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算認定について | 42 |

令和4年第3回西知多医療厚生組合議会定例会会議録

- 1 招集年月日 令和4年（2022年）11月22日 午後1時30分
- 2 招集場所 西知多医療厚生組合議場
- 3 応招議員（14人）

| | |
|---------|----------|
| 1番 加藤菊信 | 8番 藤井貴範 |
| 2番 佐藤友昭 | 9番 伊藤清一郎 |
| 3番 早川康司 | 10番 伊藤正明 |
| 4番 今瀬和弘 | 11番 林正則 |
| 5番 北川明夫 | 12番 大村聡 |
| 6番 富田博巳 | 13番 夏目豊 |
| 7番 蓑手純一 | 14番 勝崎泰生 |
- 4 不応招議員 なし
- 5 開閉の日時
開会 令和4年（2022年）11月22日 午後1時30分
閉会 令和4年（2022年）11月22日 午後3時45分

第1日 (11月22日)

1 出席議員(14人)

| | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 加藤 菊信 | 8番 | 藤井 貴範 |
| 2番 | 佐藤 友昭 | 9番 | 伊藤 清一郎 |
| 3番 | 早川 康司 | 10番 | 伊藤 正明 |
| 4番 | 今瀬 和弘 | 11番 | 林 正則 |
| 5番 | 北川 明夫 | 12番 | 大村 聡 |
| 6番 | 富田 博巳 | 13番 | 夏目 豊 |
| 7番 | 蓑手 純一 | 14番 | 勝崎 泰生 |

2 欠席議員 なし

3 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため

出席した者の職氏名

| | | | |
|-------|-------|-------------------|---------|
| 管理者 | 花田 勝重 | 副管理者 | 立川 泰造 |
| 副管理者 | 星川 功 | 代表監査委員 | 小幡 勇次 |
| 会計管理者 | 吉田 幸尚 | | |
| [総務部] | | | |
| 総務部長 | 加藤 由裕 | 総務課長兼 衛生センター所長 | 佐々木 美喜子 |

建設課長 平松 康弘

[公立西知多総合病院]

| | | | |
|------------|-------|--------------|---------|
| 公立西知多総合病院長 | 吉原 基 | 病院事務局長 | 許 斐 正 啓 |
| 経営戦略室長 | 澤田 和典 | 管理課長 | 谷川 正仁 |
| 医事課長 | 森田 美和 | 医事課課長 | 小林 智里 |
| | | 兼健診センター課長 | |
| 医療情報課長 | 守山 直宏 | 患者サポートセンター課長 | 岩田 裕行 |
| 兼診療情報管理室長 | | | |

[看護専門学校]

| | | | |
|---------|--------|------|-------|
| 看護専門学校長 | 鰐部 貴久美 | 庶務課長 | 中田 昭夫 |
|---------|--------|------|-------|

4 オブザーバーとして出席した者の職氏名

[東海市]

健康福祉監 小島久和 環境経済部長 西山聖治

[知多市]

環境経済部長 林和宏

5 本会議に職務のため出席した職員の職氏名

議会事務局長 竹内忍 書記 保科達郎
書記 長坂徹也

6 議事日程

| 日程 | 議案番号 | 件名 |
|-----|------|---|
| 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 2 | | 会期の決定について |
| 3 | | 諸般の報告について |
| 4 | | 一般質問について |
| 5 | 承認 2 | 西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて |
| 6 | 2 4 | 西知多医療厚生組合公告式条例の一部改正について |
| 7 | 2 5 | 西知多医療厚生組合職員の退職手当に関する条例の一部改正について |
| 8 | 2 6 | 令和 4 年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第 1 号） |
| 9 | 2 7 | 令和 4 年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 1 0 | 2 8 | 令和 4 年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第 1 号） |
| 1 1 | 認定 1 | 令和 3 年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定について |

| | | |
|-----|------|--|
| 1 2 | 認定 2 | 令和 3 年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計歳入歳出 決算認定について |
| 1 3 | 認定 3 | 令和 3 年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計歳入歳出 決算認定について |
| 1 4 | 認定 4 | 令和 3 年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計歳入 歳出決算認定について |
| 1 5 | 認定 5 | 令和 3 年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計歳入 歳出決算認定について |
| 1 6 | 認定 6 | 令和 3 年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算認定について |

7 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(1 1 月 2 2 日 午後 1 時 3 0 分 開会)

議長 (勝崎泰生)

開会前に御報告申し上げます。

副管理者であります知多市長が、本会議を欠席するとの連絡を受けておりますので御報告いたします。

本日は、御多忙の中、御参集いただき、大変、御苦労さまでございます。

現在の出席議員は 1 4 人でございます。定足数に達しており、会議は成立いたします。

ただいまから、令和 4 年第 3 回西知多医療厚生組合議会定例会を開会いたします。会議に先立ち、管理者から挨拶をいただきます。

管理者 (花田勝重)

皆さん、こんにちは。議長のお許しを得ましたので、開会にあたり、一言御挨拶申し上げます。

本日は、令和 4 年第 3 回西知多医療厚生組合議会定例会の開会をお願いいたしましたところ、御多忙の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、御提案いたしておりますのは、「西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」はじめ 1 2 件の議案でございます。何とぞ、十分な御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長 (勝崎泰生)

ありがとうございました。それでは、これより会議に入ります。

本日の議事日程につきましては、配付いたしました議事日程表のとおり進めたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

議長 (勝崎泰生)

日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第 7 3 条の規定により、1 番加藤菊信議員、9 番伊藤清一郎議員を指名いたします。

議長 (勝崎泰生)

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。今回の定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。

議長（勝崎泰生）

日程第3「諸般の報告について」を議題といたします。

地方自治法第292条の規定において準用する同法第235条の2第3項の規定により、監査委員から議長のもとに、令和4年3月分から8月分までの例月出納検査結果報告、及び、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による資金不足比率についての報告が提出されましたが、お手元にお配りしたとおりでございますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

議長（勝崎泰生）

日程第4「一般質問について」を議題といたします。

配付いたしました一般質問通告一覧の順序に従い、質問をしていただきます。

なお、質問時間は、質問、答弁、要望を含め1人30分以内ですので、よろしくお願いたします。

残り時間の表示につきましては、25分を経過するまでは5分刻みで表示し、5分を切った時点からは1分刻みで表示し、残り時間がなくなりますと、卓上ベルでお知らせいたします。

それでは、一般質問に入ります。5番、北川明夫議員の発言を許します。

5番（北川明夫）

議長のお許しをいただきましたので、3項目一般質問させていただきます。

質問事項1は、病院経営強化プランの策定と地域医療機関とのさらなる連携強化についてです。

当病院は、知多半島北西部の急性期医療を担う中核病院として開院して7年半になります。この間、早期の経常収支黒字化を目標に平成31年4月から放射線治療施設を増設し、がん診療の拠点化を目指すとともに、給与費比率の抑制や薬剤購入

費等の削減策などを講じてきましたけれども、その一方で産婦人科や小児科等の医師不足や看護師不足の対応に追われ、入院診療単価は徐々に上がってはきているものの、病床稼働率の改善は進んでおらず、経営改善の基礎体力はまだ十分備わってはいないと推察いたします。

3年近くに及ぶコロナ対策では、県の重点医療機関として全職員が一丸となって通常診療に加えてコロナ患者等への医療活動に従事され、これまでに聞くとおるところによりますと420人を超えるコロナ患者等の入院受入れをはじめ、約2万6,000人のワクチン接種、約1万9,000件のPCR検査の実施など、貢献度が極めて高いと評価されています。その結果、令和3年度決算は、2年度に引き続き純利益約13億2,400万円の黒字ですけれども、これはコロナ関連の国県補助金によるところが大きく、経営体質は依然として厳しいままであることを再認識する必要があります。

こうした中で、国からは、公立病院が直面する医師・看護師不足や、少子高齢化に伴う医療需要の変化に対応できる持続可能な地域医療提供体制の確立のための新たな計画づくりが求められております。

改めて、旧病院改革プランの令和2年度版評価書を見てみますと、経常収支比率は108.8%と高いのですが、コロナ関連の国県補助金を除いた率では96.2%となります。計画値の100.1%を下回ります。医業収支比率は84.8%と、計画値93.7%とはかなり乖離した状況です。さらに、医療収益から他会計負担金などを除いて計算するより厳しい修正医業収支比率を用いて今後目標を定めることが必要だと考えます。

また、地域医療連携では、紹介率63.7%、逆紹介率90.2%、ネットワーク登録医療機関数58件で、いずれもA評価となっておりますけれども、令和3年中に、東海市消防が当院に救急搬送した比率は45%、知多市消防は70%にとどまっており、また令和3年度末の知多北部3市1町の医療機関のうち、当院の登録医の数は、医科で113人、約6割、歯科で58人、約4割と伸び悩んでおります。さらに、知多半島医療連携ネットワークの登録数は61医療機関ですけれども、登録医の数に割り返しますと、3分の1しか参加していないことなど、なおざりにはできない状況です。それぞれどこに原因があるのかしっかり検証し、地道に改善策を講じていく必要があると考えます。

以下、3点お尋ねします。

1点目は、令和2年度までの病院改革プラン以後、2カ年のブランクが生じておりますが、国は今年3月に持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインを作成しさらなる経営強化策を求めています。組合としては、新たな経営強化プランをいつまでに、どのような内容で、どのように策定する方針なのか。

2点目は、経営効率化の目標のうち、経常収支比率、経常黒字や修正医業収支比率をどのように設定し、どう対策を講じていく考えなのか。

3点目は、病院間、病診間の連携強化が重要ですが、登録医制度や知多半島医療連携ネットワークの現状をどのように評価しているのか。また、今後、どのように利用拡大を図っていくお考えなのか、お伺いをいたします。

質問事項2は、第3次地球温暖化対策実行計画の見直し等についてです。

カーボンニュートラルは、いまや世界標準であり、世界各国がその実現を目指しています。国内では、令和2年10月菅首相が、2050年カーボンニュートラルの実現を宣言したのを機に、国や自治体、企業等がこぞって脱炭素社会実現に向け行動を始めております。東海・知多両市は、ともにゼロカーボンシティ宣言を行い、市の行う事務事業で排出される温室効果ガスを、東海市は2030年に50%削減を、知多市は40%削減を目標に取り組んでおります。

当組合も地方公共団体の一員として同様の責務が課せられております。当組合の対象施設は、電力消費型の総合病院をはじめ、し尿処理施設や看護専門学校ですが、令和6年度からは、同じく電力消費型の健康増進施設が加わり、さらに廃棄物処理に伴うCO₂等排出量が大規模になるごみ処理施設が稼働する予定です。ごみ処理施設については、温室効果ガス排出削減等の対策や目標の検討は相当難しい作業になろうかと思っておりますので、早いタイミングで計画見直しに着手する必要があると考えます。

また、国は、地域脱炭素ロードマップの中で、2030年に自治体の設置可能な建築物や土地の約50%に太陽光発電設備が導入され、2040年には100%導入を目指しておりますが、組合としても注目すべき取り組みだと思えます。

そこで、2点お尋ねします。

1点目は、東海・知多両市はゼロカーボンシティ宣言を行い、脱炭素社会の実現

を目指しておりますので、組合においても令和2年度から6年度までの現計画の見直しが必要と考えますが、今後の対応方針はどのようなか。

また、建設中の西知多クリーンセンター及び健康増進施設については、どのような実行計画を作成する考えなのか。

2点目は、今後、組合の敷地や建物等において太陽光発電施設の設置や、民間事業者への貸付方式の採用などを検討してはどうかお伺いをいたします。

質問事項の3は、西知多クリーンセンター整備における課題についてです。

西知多クリーンセンターは、ききょうグループと総額約285億円で契約され、目下、建築本体とプラント工事が令和6年6月末の完工を目指して佳境に入っており、その後、2044年まで20年間、安心・安全で安定した稼働が期待されております。運用開始まで約1年半と迫っておりますので、今は新施設への受入れ可能なごみの範囲や分別方法などについて最終調整の段階かと思っております。できる限り、市民サービスの低下にならない調整結果を期待しております。

また、昨今のエネルギーや原材料等の高騰や円安の影響は尋常ではございません。そうした中で、契約約款にある賃金または物価の変動に基づくスライド条項の適用について、協議の状況はどのようなか。金額が大きいだけに大変気になるところです。

さらに、入札時の審査結果によりますと、地域貢献に関して、両市内企業への発注金額等や、両市内在住者の雇用人数などの提案が優れていたとの評価を受けておりますので、その実績等についても伺いたく、以下3点お尋ねいたします。

1点目は、令和6年度の運営開始に向けて搬入可能物についての協議が進められていると思っておりますが、現時点で発火性危険物、コンクリートブロックや陶磁器類などの調整状況はどのようなか。また、いつまでに調整を終えて、市民への広報を行うお考えなのか。

2点目は、建設工事が進む中で、資機材や人件費等の上昇が続いており、物価変動リスク分担の協議が行われると思っておりますが、今後、契約約款の第27条に基づき、どのように金額の変更協議を進める方針なのか。また、運営業務に関してはどのように考えているのか。

3点目は、落札した決定時の非価格評価項目である地域貢献（地元企業への発注及び地元採用）について、建設段階及び運営段階における実績や今後の予定をどのように把握しているのかをお伺いをいたしまして、第1問を終わります。

議長（勝崎泰生）

それでは、答弁をお願いいたします。

管理者（花田勝重）

北川明夫議員の御質問にお答えいたします。

質問事項1、病院経営強化プランの策定と地域医療機関とのさらなる連携強化についてでございますが、令和4年3月に総務省から、持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインが示され、公立病院における経営強化プランの策定が要請されました。

経営強化プランの内容には、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、地域の実情を踏まえつつ、必要な経営強化の取り組みを記載することが求められており、現在、公立西知多総合病院においても、ガイドラインに沿って各取り組み内容について検討し、策定を進めているところでございます。

各質問事項に対する答弁につきましては、事務局長から答弁をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

病院事務局長（許斐正啓）

お答えいたします。質問事項1、病院経営強化プランの策定と地域医療機関とのさらなる連携強化についての1点目、経営強化プランの策定方針についてでございますが、ガイドラインでは、策定期間は令和4年度または令和5年度中に策定とされておりますので、当院においては今年度中に策定するものでございます。

プランの期間は、令和5年度から令和9年度までの5カ年とし、ガイドラインに沿って、「1 公立病院の役割機能の最適化と連携の強化」、「2 医師、看護師等の確保と働き方改革」、「3 経営形態の見直し」、「4 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取り組み」、「5 施設・設備の最適化」、「6 経営の効率化等」という6つの視点について、それぞれの取組内容を記載する予定でございます。

策定に当たっては、総務省の地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業を活用し、当院に専門的な知識を有するアドバイザーを派遣いただくとともに、県の市町村課の職員にも同席いただき、助言をいただきながら検討を進めております。

また、今後、組合の構成市である両市の病院事業担当部局、医師会会長等の医療関係団体代表、地域住民代表及び学識経験者等が委員となって定期的を開催されて

いる地域医療連携協議委員会において、意見を伺いながら策定いたします。

続きまして、御質問の2点目、経常収支比率や修正医業収支比率をどのように設定し、どう対策を講じていく考えなのかについてでございますが、ガイドラインでは、プラン期間中に経常黒字化すること、また、修正医業収支比率についても所定の操出しが行われれば経常黒字が達成できる水準となるように数値目標を定めることとされております。具体的な数値目標については検討中でございますが、現在の課題である救急医療体制の改善、常勤医師の確保及び地域の医療連携や一層の経費節減等の対策に取り組み、黒字化を目指してまいります。

続きまして、御質問の3点目、登録医制度や知多半島医療連携ネットワークの現状評価、今後の利用拡大の考えについてでございますが、まず登録医制度について、現在当院の登録医は214件であり、そのうち東海市・知多市においては177件の医療機関のうち138件、78.0%の登録をいただいております。

この制度により、登録医からは当院とつながりを持っていることを評価いただけており、当院への紹介及び逆紹介に大きく貢献しているものと考えております。今後も両市だけでなく、近隣市町の医療機関にも積極的に働きかけ登録医の拡充を図っていきたいと考えています。

次に、知多半島医療連携ネットワークについてでございますが、ネット予約の利用は4月から8月までで3,809人であり、当院への全紹介患者さんの約18%となっております。

当該ネットワークに登録していただいている医療機関数は現在61件であり、そのうち診療予約を活用していただいている医療機関数は27件で、利用率は44.3%でございます。検査予約は、2週間先までほぼ埋まっている状況にあり、十分に利用していただいている状況にあると考えております。

今後のネット予約のさらなる充実に関しましては、1つ目として、X線骨密度測定や嚥下評価の検査で活用していきたいと考えております。2つ目としては、従来は新規開院される医療機関に対しましては、病診連携マニュアルでの説明を行っていましたが、紹介手順を見やすくしたダイジェスト版を作成して、クリニックの看護師や事務の方々へも説明をさせていただくように変更しております。

さらに、地域医療機関との一層の連携強化という観点から、当院医師が近隣医療機関を訪問し、顔の見える連携を推進する取り組みを開始いたしました。また、よ

り迅速に、より適切な診療科・医師につなぐことを目指して、当院患者サポートセンター職員が他病院の患者サポートセンターを訪問することも始めております。

以上でございます。

総務部長（加藤由裕）

質問事項2、第3次地球温暖化対策実行計画の見直し等についての1点目、現計画の見直し等の対応方針、建設中のクリーンセンター及び健康増進施設についての実行計画の作成の考えについてでございますが、組合の構成市では、現在令和12年度、2030年度までの実行計画が策定されております。当組合におきましても、東海市・知多市のゼロカーボンシティ宣言を踏まえて脱炭素社会の実現に向かって取り組む必要があります。

このため、計画期間が6年度までの現計画を5年度中に見直し、新たに6年度から12年度までの計画を策定することを考えております。策定する計画では、目標年度となる12年度までに削減する目標値を掲げ、削減のための具体的な取り組みを記載いたします。

この計画には、6年度に稼働する現在建設中の西知多クリーンセンター及び健康増進施設につきましては、断熱性能に優れたペアガラスや、自然光を取り入れるトップライト、高効率空調設備、LED照明、人感センサーなどの省エネルギー設備の導入についての取組みを盛り込み、公表したいと考えております。

続きまして、質問事項2の2点目、太陽光発電施設の設置や民間事業者への貸付方式の採用等の検討についてでございますが、本組合の施設における温室効果ガスの削減に効果的な取組みは電気の使用量の削減であり、太陽光発電施設の導入もその対策の一つとして考えられます。そのため、太陽光発電施設の導入について、構成市の今後の公共施設における太陽光発電施設の設置の検討を参考にしながら、屋根の防水補修などの修繕工事や、施設の更新に合わせて検討してまいりたいと考えております。

なお、電力に係る温室効果ガス排出量についての対応としましては、まずは電力使用量の削減に取り組むことが必要と考えますので、事務機器、空調設備の省エネルギー型の導入や、照明設備のLED化、公用車の低燃費車への切替えなど、省エネ対策を検討し、電力使用量の削減に努めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項3、西知多クリーンセンター整備における課題についての1点目、

搬入可能物に関する調整状況及び広報の考えについてでございますが、平成29年度から、ごみ処理施設の統合に向けて両市と組合で調整会議を設けており、搬入可能物については両市の現状の取扱いから大きな変更とならない方向で調整を進めています。

この会議において、新施設へのごみ搬入ルールは、運営事業者の西知多ハイトラスト株式会社も含めて調整しています。発火性危険物は、新施設に搬入できる搬入可能物とするのか、搬入しない搬入禁止物とするのか、コンクリートブロック及び陶磁器は搬入の条件などの調整を進めています。今年度中にこれらの調整を終え、来年度、両市民の皆様へ広報等を通じて周知を図る予定です。

続きまして、質問事項3の2点目、建設工事及び運営業務の金額の変更協議についてでございますが、西知多クリーンセンター建設工事に関する建築資機材の高騰、労務単価の上昇については、特定の工事材料価格が著しく変動した場合の単品スライド、賃金水準または物価水準が変動した場合の全体スライド及び急激なインフレまたはデフレが生じた場合のインフレスライドの各手法の中で、適用する項目などを含め事業者と調整を図っています。

建設工事については、ごみ処理施設整備・運営事業建設工事請負契約の約款に基づき、国の運用マニュアル、愛知県の公共工事請負契約約款等を参考に、令和2年9月の契約日を基準とし、協議により決定した単価、物価上昇率等を用いて変更金額を決定する予定です。

運営業務については、運営業務委託契約約款に基づき、物価変動による影響を踏まえて、年1回の改定の確認を行うこととしております。確認に当たっては、平成30年6月から1年間の指標の平均値を基準とし、改定率がプラスマイナス1.5%を超える場合に、運営業務の固定費及び変動費を改定することとしています。

続きまして、質問事項3の3点目、建設段階及び運営段階における地域貢献の実績の把握についてでございますが、ごみ処理施設整備・運営事業の事業者を選定する際に、入札公告資料において、両市内企業への発注等の積極的な地域貢献に関する事業提案を求めています。

建設の事業提案につきましては、定例会議などを通して、提案内容の実施状況を確認するとともに、年度ごとに地元発注額の報告を受け実績を把握しています。

事業提案は、令和3年度末で約80%の達成率で順調に実施されており、6年6

月末の工事完了時点で100%以上が確実に実施されるようにしてまいります。

また、運営につきましては、毎年度地元発注額及び雇用者給与額の報告により実績を把握する予定としており、事業提案が確実に実施されるよう進めてまいりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（勝崎泰生）

北川議員、再質問または要望がありましたら発言を許します。

5番（北川明夫）

それぞれ丁寧に御答弁ありがとうございました。

再質問を2点させていただきたいと思います。

質問事項2の1についてですが、来年度に計画を見直されるということで12年度までの目標を定められるわけですけれども東海市・知多市の目標50%、40%というのがございますが、それらと遜色のない目標値が定められるものと考えてよろしいかどうか。

それから、3の3番でございますが、令和3年度末で今80%達成ということでもございましたけれども、地域貢献についてききょうグループから入札に出された発注金額及び両市内在住者の雇用人数などの提案内容はどのようなものなのか、お教えいただけるかどうかお尋ねをいたします。

総務部長（加藤由裕）

御質問の1点目、令和12年度の削減目標につきましては、計画の中で掲げてまいります。6年度から稼働するごみ処理施設においてごみの焼却に伴う温室効果ガスの排出量が増えるなど、組合全体の排出量が増加いたします。東海市・知多市の計画では、どちらも現在の清掃センターを除外する計画となっておりますので、組合の目標値を設定するに当たり、一律に構成市と同様の設定は難しいと考えております。

次に、御質問の2点目、地域貢献に係る提案内容についてでございますが、入札説明書において、提案内容は、事業者事前に協議した上で必要な範囲において組合が公表を行うことができるとしておりますが、事業者との協議で現時点では公表することができませんのでよろしく願いいたします。以上でございます。

議長（勝崎泰生）

北川議員、要望がありましたら、発言を許します。

5 番（北川明夫）

要望はございません。ありがとうございました。

議長（勝崎泰生）

以上で、北川明夫議員の一般質問を終わります。

続きまして、7 番、蓑手純一議員の発言を許します。

7 番（蓑手純一）

議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

はじめに、質問事項 1、公立西知多総合病院における分娩延期について。公立西知多総合病院が開院して 7 年。今、公立西知多総合病院を利用される方々の視線はさらに厳しくなっていると考えます。様々な問題が山積する中、特に接遇に関する厳しい声が多い。この問題をしっかりと克服し、信頼される病院の運営が求められています。

そして、市民はこの度の分娩開始予約に大いに期待をしていました。大学側の人事により小児科医の補充ができないことから分娩が延期となり、そして分娩希望の妊婦 1 名に転院を余儀なくさせてしまった。地域の核たる病院として安心して子供を産むことのできる環境づくりを目指すために、2 点お伺いします。

1 点目、産科医は体制が整い、小児科医 1 名不足による万全の体制が取れない状況とは具体的にどのようなようか。

2 点目、早期に分娩が開始できるよう、具体的な対策を講じているのか。

次に、質問事項 2、公立西知多総合病院の看護職における育児短時間勤務変更について。看護職の働き方について、近年育児休業取得者が増加傾向にあり、育児休業から復帰する多くの職員が育児短時間勤務を申請することから、病棟の人員や深夜勤務可能な人員を増やすなどしてきたが、ますます負担が増加する中で、これ以上は配置や分担が厳しく、病院運営が困難となっている状況にある。

そこで、今年度は、育児短時間勤務変更前の移行期間となり、今後は、育児休業復帰から育児短時間勤務でも月 2 回の深夜勤務があることから、深夜勤務が困難な職員のパートへの移行、退職が懸念されている。いかにキャリア人材の確保をしながら仕事と育児の両立を支援するか。3 点お伺いをいたします。

1 点目、現在の移行期間に退職希望または退職者は何名か。

2 点目、部分休業で勤務を継続する職員は何名か。

最後に、3点目、月2回の夜勤でさくらんぼハウスの利用状況と運営の変更点は具体的にどのようなか、お伺いをして質問を終わります。

議長（勝崎泰生）

答弁をお願いいたします。

管理者（花田勝重）

蓑手純一議員の御質問にお答えいたします。

質問事項1、公立西知多総合病院における分娩延期についてでございますが、分娩につきましては、公立西知多総合病院の開院当初から目標の一つとしており、産婦人科の医師の増員により今年度中に開始できるよう準備を進めてまいりました。

しかしながら、大学の人事に伴い10月に小児科医が1人退職することが決定したため、院長をはじめ主任部長が医局を訪問し、当地域の特徴と分娩開始の必要性を説明するとともに、一方で小児科医2人体制での実施を検討いたしましたが、やはり安全な分娩を最優先に考慮し、残念ながら延期を決定させていただきました。

各質問事項に対する答弁につきましては、院長から答えさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。

公立西知多総合病院長（吉原基）

質問事項1、公立西知多総合病院における分娩延期についての1点目、万全の体制がとれない状況とは具体的にどのようなかでございますが、当院では産科医が6人、小児科医が3人となったことにより、今年度中の分娩開始の準備を進めてまいりましたが、10月の大学医局の人事により小児科医が1人減となることになりました。

分娩に当たっては、万が一、新生児に何かあった場合、小児科医が2人で対応する必要があります。さらに、他病院への移送が必要となった場合や入院患者急変時の対応では小児科医が1人付き添わなければならない、小児科の一般診療に影響が出てしまいます。

また、当院の場合、開院以来分娩を扱っていないため、助産師等医師以外のスタッフの習熟も不足していることから、医療安全上、小児科医2人では万全な体制がとれないと判断し延期を決定いたしました。

続きまして、質問の2点目、早期分娩が開始できるように具体的な対策を講じているかについてでございますが、今回の件につきましては、大学の小児科医局に赴き、教授にこの地域の小児人口の増や分娩人数を説明し、当院での分娩開始の必要

性を訴えてまいりました。教授には一定の理解を得られましたが、今回の人事の変更はできないとのことでした。このため、4月の小児科医の獲得を目指し、今後も医局訪問を続けるとともに、両市の市長にも医局訪問をお願いし、強く依頼していく予定でございます。

先週、両市長に御一緒していただき医局にお願いに行つてまいりました。4月から前向きな返答をいただいておりますことを付け加えさせていただきます。

また、業者等を利用した独自の募集活動も検討し、小児科医の獲得に向けて努力を続け、早期の分娩開始を実現したいと考えているところでございます。

以上でございます。

病院事務局長（許斐正啓）

質問事項2、公立西知多総合病院の看護職における育児短時間勤務変更についての1点目、現在の移行期間に退職希望または退職者は何名かでございますが、育児短時間勤務制度の運用変更に伴う退職者は1人で、育児休業の終了をもって退職しましたが、引き続き、会計年度任用職員として勤務しています。

また、退職希望者につきましては、現在までのところ明確に退職の意思表示をしている者はいませんが、今後の働き方について現在家族と相談中であり、その結果次第では退職する可能性がある職員が2人いると把握しています。

続きまして、御質問の2点目、部分休業で勤務を継続する職員は何名かでございますが、今回の育児短時間勤務制度の運用変更により、育児短時間勤務から育児部分休業に勤務形態を切り替えて勤務を継続している職員は、11月1日現在で13人となっています。また、今年度育児休業から復職し、育児部分休業により勤務を継続している職員も、11月1日現在で13人でございます。

続きまして、御質問の3点目、月2回の夜勤でさくらんぼハウスの利用状況と運営の変更点は具体的にどのような点についてでございますが、部分休業取得者で現在さくらんぼハウスを夜間利用している職員は1人のみとなっています。さくらんぼハウスの運営に関しましては、育児短時間勤務から部分休業に切り替わることにより、夜勤を行うことになった職員の利便を考慮し、夜間保育の利用料金を従来1回当たり2,000円だったものを今年4月から無料としております。

なお、夜間保育の実施日につきましても、現在のところ火曜日、金曜日の週2日としていますが、今後の利用状況、利用希望に応じて増加を検討することとしてい

ます。以上でございます。

議長（勝崎泰生）

蓑手議員、再質問または要望がありましたら発言を許します。

7番（蓑手純一）

再質問、要望はございません。以上でございます。

議長（勝崎泰生）

以上で、蓑手純一議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩といたします。2時25分から再開いたしますので、よろしく
お願いします。

（休憩 午後2時10分）

（再開 午後2時25分）

議長（勝崎泰生）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第5、承認第2号「西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（加藤由裕）

ただいま上程されました、承認第2号「西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」、御説明申し上げます。

専決処分とさせていただきました理由といたしましては、人事院勧告及び国等の情勢を考慮し、非常勤職員に係る育児休業の取得要件の緩和、柔軟化等を令和4年10月1日から施行するための改正が必要でありましたが、議会を招集する時間的余裕がなく、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、9月29日に専決処分をさせていただいたものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（佐々木美喜子）

承認第2号「西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正す

る条例の専決処分の承認を求めることについて」の内容につきましては、5枚目、参考資料の新旧対照表により、御説明申し上げます。

第2条の改正は、非常勤職員に係る育児休業の取得要件の緩和等を行うもので、非常勤職員が子の出生後8週間以内の育児休業をしようとする場合の任用期間など、取得要件の緩和についての規定を整備したものです。

2ページをお願いします。

第2条の3の改正は、子の1歳6カ月到達日までを期間とする非常勤職員に係る育児休業に係る要件の緩和等を行うもので、配偶者と交替しての取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備したものです。

4ページをお願いします。

第2条の4の改正は、第2条の3と同様に、子が2歳に達する日までを期間とする非常勤職員に係る要件の緩和等を行ったものです。

5ページをお願いします。

第2条の5につきましては、育児休業法の改正に伴い、法律の条項が変更されたため、規定を削除し、新たに同じページの一番下の欄に、第3条の2として規定を追加いたしました。内容の変更はございません。

第3条は、再度の育児休業取得ができる特別な事情を規定している条で、3月以上の期間経過に係る事情を削除等するために改正したものです。第5号の削除につきましては、育児休業法の改正により、育児休業の取得回数制限が緩和され、原則2回まで育児休業が取得することができるようになることから、3月以上の経過や育児休業等計画書などの条件を撤廃したものです。

第8号から規定の繰り上げがあった第7号は、対象者の拡大で、対象範囲を非常勤職員から「任期を定めて採用された職員」とすることで、任期付職員まで拡大するものでございます。

6ページの附則につきましては、第1項は施行期日で、令和4年10月1日から施行するとしたものでございます。

第2項は、今回の改正で削除する第3条第5号の規定の経過措置で、この条例施行前に育児休業等計画書について任命権者に申し出た職員に対する規定の適用は、従前の例によるとしたものです。

以上で説明を終わります。よろしく御承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（勝崎泰生）

これより質疑に入ります。質疑に当たっては、自己の意見を述べる事ができませんのでお願いいたします。それでは質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

承認第2号「西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（全員挙手）

議長（勝崎泰生）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

議長（勝崎泰生）

続きまして、日程第6、議案第24号「西知多医療厚生組合公告式条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（加藤由裕）

ただいま上程されました、議案第24号「西知多医療厚生組合公告式条例の一部改正について」、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、公告式に係る掲示場を西知多医療厚生組合事務所前掲示場の1カ所に統合するため、改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（佐々木美喜子）

議案第24号「西知多医療厚生組合公告式条例の一部改正について」の内容につきましては、3枚目、別添参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

第2条の改正は、掲示場の統合で、条例の公布等に係る掲示場を現行の3カ所から西知多医療厚生組合事務所前掲示場の1カ所に変更するものでございます。

附則は施行期日で、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（勝崎泰生）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

5番（北川明夫）

確認のような質問をさせていただきたいのですが、こちらの組合事務所前の掲示場というのは、両市民の方が御存じの方は何人みえるかなと疑問に思います。東海市・知多市ともにホームページの中に電子掲示板というのを掲載しているわけですが、そうした市民に知らせることを行っていかれるお考えがあるかどうか確認いたします。

総務課長（佐々木美喜子）

御質問のホームページ中の電子掲示板を実施する考えについてでございますが、掲示場を1カ所に統合することにより公告の内容が周知されがたくなることは避けるべきと考えております。そのため、組合におきましても、構成市が実施しているように組合のホームページ内に掲示する場所を設け公告を行う予定でございます。

以上でございます。

議長（勝崎泰生）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第24号「西知多医療厚生組合公告式条例の一部改正について」、原案に賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長（勝崎泰生）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

議長（勝崎泰生）

日程第7、議案第25号「西知多医療厚生組合職員の退職手当に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（加藤由裕）

ただいま上程されました、議案第25号「西知多医療厚生組合職員の退職手当に関する条例の一部改正について」、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、雇用保険法等の一部を改正する法律による国家公務員退職手当法の一部改正に準じて、失業者の退職手当に係る支給期間の特例に追加等をするため、改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（佐々木美喜子）

議案第25号「西知多医療厚生組合職員の退職手当に関する条例の一部改正について」の内容につきましては、3枚目、参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

第13条の改正は、失業者の退職手当に係る支給期間の特例の追加等で、2ページを御覧ください。同条第4項に、退職後に事業を開始した職員等について、当該事業の実施期間は支給期間に参入しない特例を追加しております。また、その他、法律改正等による条項の整理、字句の整理等を行っております。

3ページをお願いします。

附則の第10項の改正は、失業者の退職手当に関する読替規定の対象期間の延長で、令和7年3月31日まで延長するものでございます。

4ページをお願いします。

附則につきまして、第1項は施行期日で、公布の日から施行するものでございます。第2項は、改正後の第13条第4項の規定の適用について適用範囲を定めたもので、この条例の施行後に同項の事業を開始した職員等について適用するものでございます。以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（勝崎泰生）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第25号「西知多医療厚生組合職員の退職手当に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（全員挙手）

議長（勝崎泰生）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（勝崎泰生）

続きまして、日程第8、議案第26号「令和4年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（加藤由裕）

ただいま上程されました、議案第26号「令和4年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第1号）」につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ192万5,000円を増額し、補正後の額を26億2,079万4,000円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（佐々木美喜子）

議案第26号「令和4年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第1号）」の詳細につきましては、4ページ、5ページをお願いいたします。

2の「歳入」から御説明申し上げます。

1款1項1目負担金につきまして、病院事業会計負担金を知多市から192万5,000円を増額するものでございます。

続きまして、3の「歳出」について、御説明申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の繰出金につきまして、病院事業会計繰出金として192万5,000円を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（勝崎泰生）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

ないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第26号「令和4年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第1号）」について、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（全員挙手）

議長（勝崎泰生）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（勝崎泰生）

続きまして、日程第9、議案第27号「令和4年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（加藤由裕）

ただいま上程されました、議案第27号「令和4年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ171万円を増額し、補正後の額を2億4,413万1,000円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、衛生センター所長から御説明申し上げます。

衛生センター所長（佐々木美喜子）

議案第27号「令和4年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計補正予算（第1号）」の詳細につきましては、4ページ、5ページをお願いいたします。

2の「歳入」から御説明申し上げます。

3款1項1目繰越金につきまして、令和3年度の決算額が171万円の増収となったことから、これを増額するものでございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

3の「歳出」について、御説明申し上げます。

1款衛生費、1項し尿処理事業費、2目し尿処理費におきまして、原油価格の高騰等に伴う電気料金の増額を見込み、10節需用費のうち光熱水費の増額を見込んだものでございます。

光熱水費は、690万4,000円の増額を見込みましたので、10節需用費では、消耗品費、燃料費及び修繕料を減額して差引合計424万4,000円の増額を見込みました。

合わせて、12節委託料及び14節工事請負費は、入札等の結果による執行残を見込み、委託料合計で136万円を減額、工事請負費は計画修繕工事を117万4,000円減額し、歳出合計で171万円を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（勝崎泰生）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(勝崎泰生)

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(勝崎泰生)

ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第27号「令和4年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計補正予算(第1号)」について、原案に賛成の方は、挙手を願います。

(全員挙手)

議長(勝崎泰生)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(勝崎泰生)

続きまして、日程第10、議案第28号「令和4年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

病院事務局長(許斐正啓)

ただいま上程されました、議案第28号「令和4年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算(第1号)」について、御説明申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症が当初予算の見込みより長引く状況に対応するための検査費用等の増額、エネルギー価格の高騰及び建築資材高騰により継続費が増加したため行うものでございます。

第2条は、業務の予定量で、(2)年間患者数の外来患者数の既決予定量19万2,942人に、補正予定量3,888人を増やし、19万6,830人とし、(3)一日平均患者数の外来患者数の既決予定量794人に、補正予定量16人を増やし810人とするものです。

第3条は、収益的収入及び支出で、収入では、第1款病院事業収益、第1項医業収益115億976万円に、補正予定額5,748万円を増額し、115億6,724万円とし、第2項医業外収益19億7,150万円に、補正予定額4億5,791万5,000円を増額し、24億2,941万5,000円とするものです。

支出では、第1款病院事業費用、第1項医業費用138億381万円に、補正予定額1億8,075万円を増額し、139億8,456万円とし、第2項医業外費用3億4,566万円から、補正予定額330万円を減額し、3億4,236万円とするものでございます。

第4条は、継続費で、第1款資本的支出、第1項建設改良費新駅接続道整備事業総額及び令和5年度年割額1億7,508万円を、それぞれ1億9,174万円とするものでございます。

第5条は、棚卸資産購入限度額で、予算第11条中、28億9,746万円を29億3,646万円に改めるものでございます。詳細につきましては、管理課長から御説明申し上げます。

管理課長（谷川正仁）

「令和4年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第1号）」の補足説明をさせていただきます。

10ページをお願いします。

令和4年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算額明細書でございますが、収益的収入及び支出につきましては、収入の第1款病院事業収益、第1項医業収益、2目1節外来収益を5,748万円増額し、32億242万円とするもので、その内容は、発熱者外来等を受診された方などのうち、PCR検査や抗原検査をした方の診療費でございます。

次に、第2項医業外収益、3目1節国庫補助金を7億7,124万円増額し、7億8,129万円とするもので、当初未確定であった新型コロナウイルス感染症に対応するための経費に対して9月までの補助金額が確定したため増額するものでございます。

また、2節県補助金を3億1,525万円減額し、224万円とするものは、当初、県補助金として計上していた新型コロナウイルス感染症対策事業補助金を県の指導に基づき国庫補助金に修正するため減額するものです。

6目1節退職手当相当額負担金を192万5,000円増額し、1億3,672万5,000円とするものは、知多市職員であった看護局長を西知多医療厚生組合の職員へ移行するため、退職手当相当額を知多市一般会計から負担していただくものです。

次に、支出の第1款病院事業費用、第1項医業費用、2目材料費、8節薬品費を3,545万円増額し、15億7,615万円とするものは、院内で行うPCR検査や抗原検査の試薬を増額するものです。

3目経費、18節光熱水費を1億3,682万円増額し、3億2,455万円とするものは、全国的なエネルギー価格の高騰により電気料金1億2,110万円及びガス料金1,572万円を増額するものです。

26節委託料を848万円増額し、20億5,164万円とするものは、新型コロナウイルス感染症の影響を当初半年と見込んでいたところ、現在も終息する状況が見えないことから、年度末まで必要経費を計上するもので、株式会社ソラストに委託している面会受付補助業務を19万円、日本管財株式会社中部本部に委託している来院者検温誘導業務委託及び発熱外来清掃委託を301万円、一般社団法人半田市医師会健康管理センターに委託して実施するPCR検査の臨床検査委託料528万円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、第2項医業外費用、2目消費税及び地方消費税、50節消費税及び地方消費税を100万円減額し4,510万円とするもの、3目雑損失、51節雑損失を230万円減額し2億8,040万円とするものは、前述した第1項医業費用、3目経費の補正に伴う財務処理によるものです。

6ページをお願いします。

継続費に関する調書です。

1款資本的支出、1項建設改良費新駅接続道整備事業は、材料費の高騰に伴い1,666万円増額し、総額を1億9,174万円とするものでございます。

以上でございます。よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

議長（勝崎泰生）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（勝崎泰生）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (勝崎泰生)

ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第28号「令和4年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算(第1号)」
について、原案に賛成の方は、挙手を願います。

(全員挙手)

議長 (勝崎泰生)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 (勝崎泰生)

続きまして、日程第11、認定第1号「令和3年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定について」から、日程第16、認定第6号「令和3年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算認定について」までの6議案を一括議題といたします。

議事日程の順序に従い、提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長 (加藤由裕)

ただいま上程されました、認定第1号「令和3年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定について」、認定第2号「令和3年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」、認定第3号「令和3年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」、認定第4号「令和3年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計歳入歳出決算認定について」、及び、認定第5号「令和3年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、議会の認定をお願いするものであります。

はじめに、認定第1号「令和3年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定について」御説明申し上げます。

一般会計決算書の2ページ及び3ページをお願いいたします。

歳入の決算額は、左側の表の歳入合計の収入済額、36億7,250万9,752円、歳出の決算額は、右側の表の歳出合計の支出済額、36億6,957万8,261円で、3ページ下の歳入歳出差引残額は、293万1,491円でございます。

詳細につきましては、総務課長より御説明申し上げます。

総務課長（佐々木美喜子）

令和3年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算の補足説明につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

歳入から御説明いたします。

6ページ及び7ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金の1項1目1節負担金は、予算現額36億6,280万5,000円に対しまして、収入済額は、予算と同額の36億6,280万5,000円でございます。

内訳といたしましては、組合同規約第11条の規定による負担割合に基づき算出した額として、備考に記載の6会計分の合計で、構成市別では東海市から21億7,038万8,522円を、知多市から14億9,241万6,478円を負担していただいたものでございます。

2款繰越金の1項1目1節繰越金は、予算現額779万6,000円に対し、収入済額は889万360円でございます。

3款諸収入は、予算現額84万6,000円に対し、収入済額は81万4,392円でございます。

8ページ及び9ページをお願いいたします。

以上、表の一番下、歳入合計は、予算現額36億7,144万7,000円に対しまして、収入済額は36億7,250万9,752円でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

10ページ及び11ページをお願いします。

1款議会費の1項1目議会費は、支出済額64万2,627円、執行率は82.4%でございます。

1節報酬の54万3,320円は、組合議員14人分の報酬でございます。

10節需用費の3万7,927円は、会議用消耗品及び会議用のお茶等を購入し

たものですが、飛沫防止用アクリルパネルの購入など消耗品の支出が見込みより多くなったため、流用して執行したものでございます。

12節委託料の6万1,380円は、組合議会本会議の会議録作成に係る委託料で、時間単価で契約しており、3年度中に開催された定例議会2回分でございます。

2款総務費の1項1目一般管理費は、支出済額36億6,893万5,634円で、執行率は99.98%でございます。

1節報酬の18万8,999円は、監査委員の報酬でございます。

2節給料2,700万1,200円、3節職員手当等2,113万3,881円は、総務部総務担当職員7人分の給与支給額でございます。

12ページ及び13ページをお願いいたします。

4節共済費の972万654円は、市町村職員共済組合負担金及び地方公務員災害補償基金負担金でございます。このうち、共済組合負担金において、積算基礎となる標準報酬月額が、見込みより多くなったことなどにより不足が生じたため、1節、2節及び3節から流用して執行したものでございます。

12節委託料の1,042万5,300円は、事務事業委託料として、公平委員会事務委託料をはじめ6件、施設維持管理委託料として、管理棟清掃委託料をはじめ5件の委託事業の費用でございます。

1節、8節及び17節から流用して執行しておりますが、43万454円の不用額となっております。これは、流用の理由につきましては、施設維持管理委託料の5つ目、松くい虫駆除等業務委託料について、敷地内の松への薬剤樹幹注入等作業委託として当初予算額103万円を見込みましたが、実施前に行う松の状況調査により、当初の想定より多くの枯れ松の伐採を行う必要があり、追加となった60本の伐採費用を含め220万円の執行となったため、節全体で100万4,754円の不足が生じ流用して執行したものです。

不用額が発生した理由につきましては、施設維持管理委託料の下から2番目、場内整備作業委託料について、雨天等による作業日数の減により当初契約額280万2,614円から237万2,160円の執行となり、年度末精算において43万454円を減額したため、そのまま不用額としたものでございます。

14ページ及び15ページをお願いいたします。

3款公債費、1項1目利子、22節償還金利子及び割引料では、資金の一時借入

れを行いませんでしたので、支出はありませんでした。

4款予備費につきましても、支出はございませんでした。

以上、歳出合計といたしましては、予算現額36億7,144万7,000円に対しまして、支出済額は、36億6,957万8,261円、執行率99.95%で、186万8,739円の不用額となったものでございます。

16ページは、「実質収支に関する調書」、18ページ、19ページは、「財産に関する調書」を掲載しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。以上で説明を終わります。

総務部長（加藤由裕）

認定第2号「令和3年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」御説明申し上げます。

し尿処理事業特別会計決算書の2ページ及び3ページをお願いいたします。

歳入の決算額は、左側の表の歳入合計の収入済額、2億194万5,751円、歳出の決算額は、右側の表の歳出合計の支出済額、1億8,111万4,098円で、3ページ下の歳入歳出差引残額は、2,083万1,653円でございます。

詳細につきましては、衛生センター所長より御説明申し上げます。

衛生センター所長（佐々木美喜子）

令和3年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計歳入歳出決算の補足説明につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳入から御説明いたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

1款使用料及び手数料の1項1目1節事業総務使用料は、収入済額9,000円で、中電の電柱、支線及びN T Tの支線の敷地内占用に係る土地の使用料でございます。

2款繰入金の1項1目1節繰入金は、予算現額、収入済額ともに1億4,719万8,000円で、し尿処理事業に係る東海市・知多市の負担金を一般会計から振り替えたものでございます。

3款繰越金の1項1目1節繰越金は、予算現額4,709万円に対しまして、収入済額5,031万1,927円でございます。

4款諸収入の1項1目1節雑入は、収入済額3万1,224円で、これは、再任

用職員の雇用保険被保険者負担金と、知多地域と三河地域のし尿またはごみ処理施設を運営している市町村及び一部事務組合で構成している三河知多清掃施設連絡協議会事務局から過去に徴収し保管している会費を、一部文書郵送代を除き余剰金として返還され、収入したものでございます。

2目違約金及び延納利息の、8ページ、9ページをお願いいたします。

1節違約金及び延納利息は、収入済額439万5,600円で、これは、処理施設運転維持管理業務委託の入札後に辞退があった業者から、規定に基づき契約辞退違約金を収入したものでございます。

以上、歳入合計は、予算現額1億9,432万5,000円に対しまして、収入済額2億194万5,751円でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

1款衛生費の1項1目事業総務費は、支出済額2,474万1,458円、執行率98.1%でございます。

1節報酬220万8,436円、2節給料1,065万3,600円、3節職員手当等697万1,582円は、会計年度任用職員を含む衛生センター職員4人分の給与等支給額でございます。

4節共済費の415万4,651円は、市町村共済組合負担金、地方公務員災害補償基金負担金と健康保険、厚生年金の事業主負担分の法定福利費等で、共済組合負担金において積算基礎となる標準報酬月額が、見込みより多くなったことなどにより不足が生じたため、2節及び3節から流用して執行したものでございます。

10節需用費の43万1,109円は、技術員の作業着のほか、事務用品等の購入に充てているもので、軽トラックのエアコンが故障し修繕を行ったため、修繕料に不足が生じ、流用して執行したものでございます。

11節役務費の12万8,424円は、郵送料等の通信運搬費や手数料、自動車保険料ですが、このうちの手数料において、当初予定しておりませんでした家電リサイクル料の支出が発生したため流用し執行したもので、故障した洗濯機の更新に伴い廃棄した洗濯機のほか、不要となった冷蔵庫及び不法投棄されていたテレビなどを整理し処分したものでございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

1項2目し尿処理費は、支出済額1億5,637万2,640円、執行率93.6%でございます。

10節需用費の3,950万6,438円は、施設設備運転用の消耗品、光熱水費等でございます。不用額は処理用薬品の購入量や単価が、当初見込みより減少したことなどによるものでございます。

12節委託料の4,748万7,407円は、水質検査委託料はじめ14件の委託料で、不用額は入札等の結果による請負残でございます。

14節工事請負費の6,730万200円は、定期修繕工事3件と計画修繕工事13件及び繰越明許費による修繕工事1件の工事費で、不用額は、定期修繕工事及び計画修繕工事の入札等の結果による請負残でございます。

15節原材料費の2万3,100円は、処理棟焼却乾燥室の床の塗装が剥がれた部分の補修用塗料を購入するため、不足する額を流用して執行したものでございます。

17節備品購入費の59万9,500円は、高所作業を安全に実施するため、組み立て式足場、ローリングタワーを購入したもので、当初予算に計上しておりませんでした。労働安全衛生法等の改正により、高所作業でのフルハーネスの着用が義務付けられたことにより、はしごから組立式足場を使用する方法に変更するため、流用して購入したものでございます。

2款公債費は、支出はございませんでした。

14ページ、15ページをお願いいたします。

3款予備費につきましても、支出はございませんでした。

以上、歳出合計といたしまして、予算現額1億9,432万5,000円に対しまして、支出済額は、1億8,111万4,098円、執行率93.2%で、1,321万902円の不用額となったものでございます。

16ページには、「実質収支に関する調書」を掲載しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。以上でございます。

総務部長（加藤由裕）

認定第3号「令和3年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」御説明申し上げます。

ごみ処理事業特別会計決算書の2ページ及び3ページをお願いいたします。

歳入の決算額は、左側の表の歳入合計の収入済額、21億6,663万5,874円、歳出の決算額は、右側の表の歳出合計の支出済額、14億1,238万5,801円で、3ページ下の歳入歳出差引残額は、7億5,425万73円でございます。

詳細につきましては、建設課長より御説明申し上げます。

建設課長（平松康弘）

令和3年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計歳入歳出決算の補足説明につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳入から御説明いたします。6ページ、7ページをお願いいたします。

1款国庫支出金、1項国庫補助金、1目衛生費国庫補助金、1節のごみ処理事業費国庫補助金は、予算現額12億8,205万円に対しまして、収入済額は1億5,609万円、収入未済額11億2,596万円で、ごみ処理施設整備・運営事業に対する循環型社会形成推進交付金でございます。

2款繰入金の1項1目1節繰入金は、予算現額、収入済額ともに11億903万1,000円で、ごみ処理事業に係る東海市・知多市の負担金として一般会計から振り替えたものでございます。

3款繰越金の1項1目1節繰越金は、予算現額1億6,248万7,000円に対しまして、収入済額は1億6,361万452円でございます。

4款諸収入の1項1目1節雑入は、予算現額4,000円に対しまして、収入済額は4,422円で、地方公務員災害補償基金負担金の返還金でございます。

5款組合債、8ページ、9ページをお願いいたします。

1項1目1節組合債は、予算現額33億3,270万円に対しまして、収入済額は7億3,790万円でございます。

以上、歳入合計は、予算現額58億8,627万2,000円に対しまして、収入済額は21億6,663万5,874円、収入未済額11億2,596万円でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

1款衛生費、1項ごみ処理事業費、1目事業総務費は、支出済額1,739万7円、執行率94.7%でございます。

2節給料762万8,400円、3節職員手当等592万1,953円は、建設課担当職員2名分の給与支給額でございます。

4節共済費の280万140円は、市町村職員共済組合負担金及び地方公務員災害補償金負担金で、必要な費用を2節から流用して支出いたしました。

8節旅費は、全国都市清掃研究事例発表会の参加等のための費用ですが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い中止となったため、支出はありませんでした。

12節委託料の52万4,590円は、地下水モニタリング調査業務等を委託したものでございます。

2目、ごみ処理施設建設費につきましては、支出済額13億9,499万5,794円、翌年度繰越額41億8,009万7,000円、執行率82.7%でございます。

2節給料712万2,000円、3節職員手当等578万4,788円は、建設課担当職員2名分の給与支給額でございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

4節共済費の289万3,921円は、町村職員共済組合負担金及び地方公務員災害補償基金負担金で、必要な費用を2節から流用して支出いたしました。

8節旅費の575円は、灰の資源化関連団体との協議・調整に伴う費用でございます。

翌年度繰越額37万1,000円は、ごみ処理施設整備・運営事業建設工事の進捗に合わせて行う検査に係る普通旅費で、4年度に繰り越したものでございます。

12節委託料の1,537万1,690円は、主なものとして、ごみ処理施設整備・運営事業建設工事監理、ごみ処理施設整備・運営事業建設工事検査支援業務を委託したものでございます。

翌年度繰越額4,845万6,000円は、ごみ処理施設整備・運営事業建設工事の進捗に合わせて行う工事監理委託料及び検査支援委託料を4年度に繰り越したものでございます。

14節工事請負費の12億3,651万円は、2年度から5年にまたがるごみ処理施設整備・運営事業建設工事の3年度工事費でございます。

翌年度繰越額41億3,127万円は、ごみ処理施設の整備事業を実施するに当たり、早期の事業進捗を図るため、国の補正予算に対応し前倒して工事を実施する

予定でしたが、3年度内に事業完了が見込めないことから4年度に繰り越したものでございます。

18節負担金、補助及び交付金の1億2,711万2,262円は、主なものとして、知多市清掃センター管理棟等機能補償負担金は、機能補償の対象として知多市が実施した2年度から2年にまたがる知多市リサイクルプラザ改修工事に係る費用の3年度分を、両市で締結した、知多市清掃センター管理棟等の機能補償の協議書で定められた費用として、組合が知多市に支出した負担金です。

2款1項1目予備費につきましては、支出はございませんでした。

以上、歳出合計といたしまして、予算現額58億8,627万2,000円に対しまして、支出済額は14億1,238万5,801円で、翌年度繰越額41億8,009万7,000円、執行率82.8%で、2億9,378万9,199円の不用額となったものでございます。

14ページは、「実質収支に関する調書」を掲載しておりますが、説明については省略させていただきます。以上でございます。

総務部長（加藤由裕）

認定第4号「令和3年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計歳入歳出決算認定について」御説明申し上げます。

健康増進施設事業特別会計決算書の2ページ及び3ページをお願いします。

歳入の決算額は、左側の表の歳入合計の収入済額、2億1,805万3,893円、歳出の決算額は、右側の表の歳出合計の支出済額、1億8,831万2,455円で、3ページ下の歳入歳出差引残額は、2,974万1,438円でございます。詳細につきましては、建設課長より御説明申し上げます。

建設課長（平松康弘）

令和3年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計歳入歳出決算の補足説明につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

「歳入」から御説明いたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

1款繰入金の1項1目1節繰入金は、予算現額、収入済額ともに2億729万4,000円で、健康増進施設事業に係る東海市・知多市の負担金として一般会計から振り替えたものでございます。

2款繰越金の1項1目1節繰越金は、予算現額1,075万9,000円に対しまして、収入済額は1,075万9,893円でございます。

以上、歳入合計は、予算現額2億1,805万3,000円に対しまして、収入済額2億1,805万3,893円でございます。

続きまして、「歳出」について御説明いたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。

1款衛生費、1項健康増進施設事業費、1目事業総務費は、支出済額1億8,831万2,455円で、執行率86.8%でございます。

1節報酬の18万7,500円は、健康増進施設整備・運営事業者選定審査会の委員報酬でございます。

2節給料639万8,400円、3節職員手当等584万6,757円は、建設課担当職員2人分の給与支給額でございます。

4節共済費の235万8,499円は、市町村職員共済組合負担金及び地方公務員災害補償基金負担金でございます。

8節旅費の2万3,014円は、健康増進施設整備・運営事業者選定審査委員の旅費の費用弁償に支出したものでございます。

12節委託料の5,134万9,590円は、主なものとして、健康増進施設整備・運営事業者選定アドバイザー業務、知多市営海浜プール解体設計業務を委託したものでございます。

14節工事請負費の1億380万円は、3年度から2年にまたがる旧知多市営海浜プール解体工事の3年度分の工事費でございます。

18節負担金、補助及び交付金の1,805万3,123円は、主なものとして、知多運動公園高圧受電設備等機能補償負担金及び10ページ、11ページをお願いいたします。

旧知多市営海浜プール解体関連費負担金で、不足分を14節工事請負費から流用して支出いたしました。

2款予備費、1項1目予備費につきましては、支出はありませんでした。

以上、歳出合計といたしまして、予算現額2億1,805万3,000円に対しまして、支出済額は1億8,831万2,455円、執行率82.8%で、2,974万545円の不用額となったものでございます。

12ページは、「実質収支に関する調書」を掲載しておりますが、説明については省略させていただきます。以上でございます。

看護専門学校長（鰐部貴久美）

認定第5号「令和3年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定について」御説明申し上げます。

看護専門学校事業特別会計決算書の2ページ、3ページをお願いいたします。

歳入の決算額は、左側の表の歳入合計の収入済額1億6,569万3,568円、歳出の決算額は、右側の表の歳出合計の支出済額1億5,309万6,382円でございます。3ページ下の歳入歳出差引残額は1,259万7,186円でございます。詳細につきましては、庶務課長より御説明申し上げます。

庶務課長（中田昭夫）

令和3年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算について、事項別明細書にて御説明いたします。

「歳入」からお願いいたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

1款使用料及び手数料、1項1目1節看護専門学校使用料は、予算現額1,656万6,000円に対しまして、収入済額は1,579万9,200円でございます。

主なものは看護専門学校授業料1,579万3,200円で、これは1カ月の授業料1万5,000円の学生91人分の授業料でございます。

2項手数料、1目1節の看護専門学校手数料は、予算現額340万4,000円に対しまして、収入済額は426万9,000円でございます。

主なものは、看護専門学校受験料108万円及び看護専門学校入学金306万円でございます。

2款財産収入、1項1目1節の土地建物貸付料は、予算現額34万8,000円に対しまして、収入済額は13万1,256円でございます。これは、ジュース類の自動販売機1台分の設置料金でございます。

3款繰入金、1項1目1節の繰入金は、当初予算額1億3,189万4,000円に対しまして、収入済額は同額の1億3,189万4,000円でございます。

4款繰越金、8ページ、9ページをお願いいたします。

1項1目1節の繰越金は、当初予算額1,037万8,000円に対しまして、収入済額は1,319万7,997円でございます。

5款諸収入、1項1目1節の雑入は、当初予算額2万7,000円に対しまして、収入済額は40万2,115円で、主なものは、新型コロナウイルスワクチン集団接種会場の光熱水費使用料38万2,802円でございます。

以上、歳入合計は、予算現額1億6,261万7,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに1億6,569万3,568円でございます。

続きまして、歳出をお願いいたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

1款看護学校費、1項1目事業総務費は、予算現額計1億4,098万8,000円に対しまして、支出済額1億3,721万9,235円で、執行率97.3%でございます。

1節報酬は、事務の会計年度任用職員2人分の報酬でございます。

2節給料、3節職員手当等、4節共済費は、学校長をはじめ、常勤職員15人の人件費でございます。

10節需用費は、内訳としまして、消耗品費は、文具、印刷機用消耗品、事務・施設管理用消耗品等の購入、燃料費は、灯油の購入や庁用車及び教員の私有自動車のガソリン代、光熱水費は、学校施設の空調代等、修繕料は施設・庁用車修理代、備品修繕などに支払ったものでございます。

12節委託料につきましては、職員健康診断等委託料をはじめ11件の委託料でございます。このうち、主なものは、清掃委託料で、年6回の定期清掃を実施しております。また、建物設備点検委託は、月2回の定期点検に加え、空調機・給湯・給水層等の点検を実施しております。机、椅子移転作業委託、備品運搬作業委託により不足が生じたため、10節需用費から19万3,744円流用いたしました。

12ページ、13ページをお願いいたします。

13節使用料及び賃借料につきましては、電子複写機借上料をはじめ7件で、このうちパソコン借り上げ料は学生の教育用パソコン等の借上料でございます。

17節備品購入費につきましては、電話機、印刷機を更新したものでございます。

2目看護専門学校費につきましては、予算現額2,112万9,000円に対しまして、支出済額1,587万7,147円、執行率75.1%でございます。

1 節報酬は、実習施設先で学生に対してアドバイスや指導を行う会計年度任用職員に対するものでございます。

人件費のうち、4 節共済費が不足したため、1 節報酬から1 万9, 8 0 8 円流用いたしました。

1 0 節需用費のうち、教材備品の実習用人体模型が破損し修繕したため、修繕料が不足し、1 7 節の備品購入費から1 万1, 2 3 6 円流用いたしました。

1 2 節委託料のうち、講師等委託料は、公立西知多総合病院の医師が当校で講師をしていただいた場合に病院へ支払った講師料でございます。実習委託料は、学生が各施設で実習した場合、1 日当たりの単価を決めて実習した日数分の支払いをしたものでございます。

1 7 節備品購入費につきましては、書籍、DVDのほか、教材備品として、妊婦腹部触診モデルのほか、オンライン授業で使用するノートパソコン等7 点を購入したものでございます。

1 4 ページ、1 5 ページをお願いいたします。

1 8 節負担金補助及び交付金につきましては、年会費、教員養成講習参加負担金及び研修の負担金を支出したものでございます。

2 款予備費につきましては、支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額1 億6, 2 6 1 万7, 0 0 0 円に対し、支出済額は1 億5, 3 0 9 万6, 3 8 2 円で、執行率9 4. 1 %、9 5 2 万6 1 8 円の不用額となりました。

1 6 ページ「実質収支に関する調書」を掲載しておりますが、説明につきましては、省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

病院事務局長（許斐正啓）

認定第6 号「令和3 年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算認定について」は、地方公営企業法第3 0 条第4 項の規定により、議会の認定をお願いするものであります。

それでは、病院事業会計決算書につきまして、御説明申し上げます。

4 ページ、5 ページをお願いいたします。

この決算報告書は、消費税込みで表示しており、備考欄に消費税額を表示してお

ります。

(1)収益的収入及び支出でございますが、収入の第1款病院事業収益は、右から3列目決算額152億6,359万1,392円で、予算額に比べ9億1,098万1,392円の増となりました。

次に、支出の第1款病院事業費用は、右から4列目決算額139億1,156万7,898円で、不用額は、4億7,836万2,102円となりました。

6ページ、7ページをお願いします。

(2)資本的収入及び支出でございますが、収入の第1款資本的収入は、右から3列目決算額18億7,363万7,414円で、予算額に比べ5億2,508万2,586円の減となりました。

次に、支出の第1款資本的支出は、右から6列目決算額25億5,410万4,143円、不用額は2億9,586万5,857円となりました。

なお、詳細につきましては、管理課長から御説明申し上げます。

管理課長（谷川正仁）

令和3年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算認定の補足説明をさせていただきます。

9ページをお願いします。財務諸表でございます。

まず、11ページは、損益計算書で、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間における病院の収支状況を明らかにするものでございます。

1医業収益の合計は、115億8,898万8,392円、2医業費用の合計は、131億7,180万9,879円で、この差額の医業損失は、右側15億8,282万1,487円でございます。

3医業外収益の合計は、33億2,210万5,941円、4医業外費用の合計は、5億8,529万6,334円で、この差額は、27億3,680万9,607円のプラスとなり、先ほどの医業損失と合算した経常利益は、11億5,398万8,120円でございます。

5特別利益の合計は、2億6,528万9,792円、6特別損失の合計は、9,540万6,886円で、この差額は1億6,988万2,906円のプラスとなり、先ほどの経常利益と合算した当年度純利益は13億2,387万1,026円でございます。

前年度繰越欠損金が41億6,882万8,342円ですので、先ほどの当年度純利益を合算した当年度未処理欠損金は28億4,495万7,316円となります。

12ページの剰余金計算書をお願いします。

この計算書は、15ページの貸借対照表の資本の部の剰余金の詳細となっております。

12ページにお戻りいただき、下の表、欠損金処理計算書(案)につきましては、一番右の列、未処理欠損金28億4,495万7,316円を繰越欠損金として処理しようとするものでございます。

14ページの貸借対照表をお願いします。

令和4年3月31日現在の病院事業における財政状況を明らかにするものでございます。

はじめに、資産の部でございます。

1固定資産の合計は、このページの右側143億161万6,536円、2流動資産の合計は、その下62億132万9,436円で、一番下、資産合計は205億294万5,972円でございます。

続きまして、15ページは負債の部で、3固定負債の合計は、右側143億9,489万5,811円、4流動負債の合計は、その下34億586万2,646円、5繰延収益の合計は、その下10億7,446万1,262円で、負債合計は188億7,521万9,719円でございます。

その下、資本の部でございますが、6資本金の合計は43億9,420万3,942円、7剰余金の合計は、その下マイナス27億6,647万7,689円で、その下、資本合計は16億2,772万6,253円となり、その下、負債資本合計は205億294万5,972円で、14ページの一番下、資産合計と一致するものでございます。

16ページから18ページまでは注記としまして、ローマ数字Iの重要な会計方針など、地方公営企業会計基準を適用して財務諸表等をこの注記の記載のとおり作成しているものでございます。

続きまして、19ページからは事業報告書です。

20ページをお願いします。

はじめに、1 概況の(1)総括事項でございますが、令和3年度の病院事業は、「医療の質の向上」、「チーム医療の推進」、「健全で自立した経営基盤の確立」を運営目標とし、医療機能及び経営基盤の強化に取り組んでまいりました。

また、新型コロナウイルス感染症により当院もその影響を受けましたが、地域の中核病院としての使命を果たすため、対応に努めてまいりました。

ア患者の状況ですが、入院延患者数11万6,347人、1日平均318.8人、外来延患者数19万7,765人、1日平均817.2人となりました。

イ経理の状況としましては、収益的収支で、病院事業収益は、前年度に比べ、0.8%増の151億7,638万4,125円、病院事業費用は、前年度に比べ、1.4%増の138億5,251万3,099円で、収支差引は13億2,387万1,026円の純利益となりました。

続きまして、24、25ページをお願いします。

3業務の(1)業務量は、診療科ごとの入院及び外来診療の患者数でございます。27ページをお願いします。

4会計の(2)企業債及び一時借入金の概況のア企業債は、株式会社三菱UFJ銀行から電子カルテシステム関連機器等購入のために、14億8,290万円を借入れたものでございます。

(3)その他会計経理に関する重要事項のア議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、(ア)職員給与費で退職手当において当初見込みよりも退職者が増となったため2,000万円の増額補正を行ったものでございますが、給与費全体では1億9,951万7,395円の不用額となりました。

28ページをお願いします。

5他会計負担金等の用途の特定でございます。

3年度は、両市から合計20億円を繰り入れていただきましたが、その内訳としまして、ア収益的収入の一般会計負担金11億6,770万円、一般会計補助金3億6,260万円、退職手当相当額負担金1億3,480万円、また、イ資本的収入の一般会計負担金3億3,490万円の4項目へ振り分けています。

29ページはその他の書類で、30ページをお願いします。

キャッシュ・フロー計算書でございます。

1業務活動によるキャッシュ・フロー、2投資活動によるキャッシュ・フロー、

3 財務活動によるキャッシュ・フローの3つの合計は、下から3行目の資金増加額34億8,282万8,436円で、その下、資金期首残高5億2,256万6,237円を加えた最下段、資金期末残高が40億539万4,673円となり、14ページの貸借対照表、2流動資産の(1)現金預金と合致するものでございます。

31ページから37ページまでは収益費用明細書、38、39ページは固定資産明細書、40、41ページは企業債明細書を掲載しております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議いただき、御認定いただきますようお願い申し上げます。

議長（勝崎泰生）

次に、代表監査委員から、決算審査の結果について御報告をお願いいたします。

代表監査委員（小幡勇次）

令和3年度西知多医療厚生組合一般会計、し尿処理事業特別会計、ごみ処理事業特別会計、健康増進施設事業特別会計、看護専門学校事業特別会計及び病院事業会計決算の審査結果につきまして、御報告を申し上げます。

地方自治法第292条において準用する同法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、組合管理者から審査に付されました決算につきまして、藤井貴範委員とともに審査を実施いたしました。

一般会計及び特別会計の審査の方法は、各会計の歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書に基づき、その計数の正否を確認するため、関係諸帳簿を審査するとともに、予算の執行については、地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条の規定の本旨に沿って適正に実施されたかどうかについて審査を実施いたしました。

また、病院事業会計の審査の方法は、経営内容を把握するため、その計数の分析を行い、経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として審査を実施いたしました。

その結果につきましては、お手元に配付されております令和3年度西知多医療厚生組合決算審査意見書のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、決算の審査結果の報告といたします。

議長（勝崎泰生）

これより質疑に入ります。

初めに、認定第1号「令和3年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定

について」の質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (勝崎泰生)

ないようですので、これをもって認定第1号の質疑を終結いたします。

続きまして、認定第2号「令和3年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会歳入歳出決算認定について」の質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (勝崎泰生)

ないようですので、これをもって認定第2号の質疑を終結いたします。

続きまして、認定第3号「令和3年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑の発言を許します。

10番 (伊藤正明)

P6、1款1項1目1節ごみ処理事業費国庫補助金、収入未済額11億2,596万円の理由についてをお願いします。

建設課長 (平松康弘)

御質問の収入未済額の理由についてでございますが、ごみ処理施設の整備事業を実施するに当たり、早期の事業進捗を図るため、前倒して令和3年度の補正予算で計上しましたごみ処理施設整備・運営事業建設工事を4年度へ繰り越したことによるものですので、よろしく願います。以上でございます。

議長 (勝崎泰生)

よろしいですか。他にありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (勝崎泰生)

ないようですので、これをもって認定第3号の質疑を終結いたします。

続きまして、認定第4号「令和3年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (勝崎泰生)

ないようですので、これをもって認定第4号の質疑を終結いたします。

続きまして、認定第5号「令和3年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別

会計歳入歳出決算認定について」の質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (勝崎泰生)

ないようですので、これをもって認定第5号の質疑を終結いたします。

続きまして、認定第6号「令和3年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算認定について」の質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (勝崎泰生)

ないようですので、これをもって認定第6号の質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (勝崎泰生)

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議長 (勝崎泰生)

日程第11、認定第1号「令和3年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定について」、原案のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

(全員挙手)

議長 (勝崎泰生)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議長 (勝崎泰生)

日程第12、認定第2号「令和3年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」、原案のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

(全員挙手)

議長 (勝崎泰生)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議長 (勝崎泰生)

日程第13、認定第3号「令和3年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」、原案のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

(全員挙手)

議長(勝崎泰生)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議長(勝崎泰生)

日程第14、認定第4号「令和3年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計歳入歳出決算認定について」、原案のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

(全員挙手)

議長(勝崎泰生)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議長(勝崎泰生)

日程第15、認定第5号「令和3年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定について」、原案のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

(全員挙手)

議長(勝崎泰生)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議長(勝崎泰生)

続きまして、日程第16、認定第6号「令和3年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算認定について」、原案のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

(全員挙手)

議長(勝崎泰生)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議長（勝崎泰生）

以上をもちまして、本日の定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで管理者から発言の申し出がありますので、この際これを許します。

管理者（花田勝重）

議長のお許しを得ましたので、第3回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、慎重に御審議をいただき、御議決を賜りましたことに厚くお礼を申し上げます。今後とも、議員各位の一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（勝崎泰生）

ありがとうございました。

これをもちまして、令和4年第3回西知多医療厚生組合議会定例会を閉会いたします。終始御協力いただきまして、ありがとうございました。

（11月22日 午後3時45分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年11月22日

西知多医療厚生組合議会 議長 勝崎泰生

1番署名議員 加藤菊信

9番署名議員 伊藤清一郎